

「学外給付奨学金」希望者の事前登録について

財団法人、公益法人など学外の民間団体が、その設立趣旨に則り、奨学生を募集しています。募集の多くが給付型の奨学金となっています。

本学では、学外の民間団体より奨学生の推薦依頼があった場合、事前登録者の中から各団体の趣旨・出願資格に最も適した学生を選考し、推薦します。「学外給付奨学金」の受給を希望する学生は、下記のとおり事前登録を行ってください。(毎年度申請)

記

(1)対象学生:

平成26年度学部生及び大学院生で、最短修業年限での卒業及び修了が見込まれるもの。ただし、留学生は除く。

(2)登録基準:

	学部生		大学院生
	1年生	2～4年生	
学力基準	高校時評定平均 4.5以上	成績評価点 2.5以上	なし
家計基準	主たる家計支持者の年収が400万円以下であること。 ※大学院生のみ本人の年収を確認する場合があります。		

■ 提出書類:事前登録票

(学生課の窓口でお渡しします。また、学生課のホームページよりダウンロードできます。)

(3)提出先:学生センター学生課

(4)提出期限:平成26年3月17日(月)～4月15日(火)

(5)注意事項:

- 各団体へ推薦する時期は例年4月～5月です。
- 日本学生支援機構・学内奨学金等と併用できない奨学金もあります。
- 本学から推薦されても、各団体での選考の結果、不採用となる場合があります。
- 団体に直接応募できる奨学金については、学内掲示でお知らせします。